

第 21 回商工会特産品フェア「ありんくりん市」出展要領

1. 募集対象

- (1) 34 市町村商工会及び会員（地域特産品の製造・販売を主たる事業とする事業者を対象）

2. 出 展

(1) 出展基準

- ① 商工会地域の生産加工品等であること。
- ② 食品衛生法、JAS 法、薬事法、計量法、健康増進法、景品表示法、意匠法、商標法等の法規に反しないこと。
- ③ 出展物には生産（製造）地、製造（企業）者名、工程、特徴、商品特性、賞味期限等を明記すること。
- ④ 販売物には必ず名称、商品名、小売価格(総額表示)を表示すること。
- ⑤ 出展回数の少ない事業者を優先とします。（出展料の一部を補助金で負担しているため）
- ⑥ その他、委員会が適正と認めたもの。

(2) 出展方法・出展申込み

- ① 出展区画及び区分は次のとおり

- ・ 原則として1商工会あたり1コマとするが、会場スペースを勘案して追加申込を受け付けることとする。

- ・ 1小間のサイズは、2間×2間「3.6 ㎡正方形」

- ・ 特産品販売コーナー(食品・非食品)

- ・ 実演販売コーナー(食品・非食品)

※出展区分で出展スペースを分けします。

- ② 使用什器等は各自手配(例：冷蔵ケース、イス等)
- ③ 出展業者は、出展申込書(様式 1)により 所属商工会に申込み。
- ④ 商工会は、出展申込書(様式 1)を、平成 30 年 8 月 14 日(火)までに連合会支援課へ提出する。※申し込み後のキャンセルは原則不可とする。

(3) 出展料（1 コマ）及び搬入・搬出費

- ① 本島地区商工会は 45,000 円、離島地区商工会は 35,000 円とする。
- ② 1 商工会 1 コマを超える追加分については、1 コマにつき 75,000 円とする。
(但し、会場スペースに余裕がでた場合のみとします。)

※ 搬入・搬出費については、出展業者負担とする。

※ 出展料支払の締め切りを平成 30 年 9 月 14 日(金)までとする。期日までに入金が無い場合、出展受付ができない場合があります。